議案第30号

専決処分の承認を求めることについて (7)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、羽生市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和2年6月3日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明

(別 紙)

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、羽生市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例を専決処分する。

令和2年3月31日

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明

羽生市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例 羽生市公民館設置及び管理条例(昭和29年条例第24号)の一部 を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては 「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(設置)	
第1条 (略)	第1条 (略)
(名称及び位置)	
第2条 (略)	第 2 条 (略)
<u>(管理)</u>	
第3条 (略)	第 3 条 (略)
(経費)	
第4条 (略)	第 4 条 (略)
(職員)	
第5条 (略)	第 5 条 (略)
	第6条 館長は、非常勤とすること
	<u>ができる。</u>
	2 非常勤館長の任期は、2年とする。
<u>(その他)</u>	
<u>第6条</u> (略)	<u>第7条</u> (略)

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。